

## 認定の区分

利用施設等	クラス年齢 ※利用希望年度の4/1時点	対象例	施設等利用給付認定の区分
認定こども園	3歳児クラス以上	2号認定で入園中	新たな認定は不要です
	2歳児クラス以下	1号認定で入園中で預かり保育を利用※	3歳になった後最初の3/31までのお子様※3 →施設等利用給付認定（3号）
幼稚園	—	預かり保育を利用※	3歳最初の4/1以降～就学前までのお子様 →施設等利用給付認定（2号）
	—	預かり保育は不要である	施設等利用給付認定（1号）
認可外保育所 一時保育など ※2	2歳児クラス以下	満3歳後最初の3/31までのお子様の利用※	施設等利用給付認定（3号）
	3歳児クラス以上	満3歳後最初の4/1以降～就学前のお子様の利用	施設等利用給付認定（2号）

※ 預かり保育部分の無償化対象は、保育の必要性が認められる方に限ります。

※2 無償化対象は、保育の必要性が認められる方に限ります。対象施設は、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育施設、ベビーシッター、ファミリー・サポートセンター等となります。**なお、企業主導型保育事業は、市ではなく事業者への申請及び市への利用報告が必須です。詳細は事業者へお問い合わせください。**

※3 満3歳後最初の3月31日までに（2歳児）のお子様について無償化対象となるのは、市民税非課税世帯に限ります。